

伊方原発訴訟のいま

火山巨大噴火の危険性と避難計画の不合理性を認めながら再稼働を認容

—伊方原発3号炉運転差止仮処分即時抗告審決定(高松高決平30・11・15)—

海 渡 雄 一
中 野 宏 典

第1 経緯及び概要

1 愛媛県西宇和郡伊方町に所在する四国電力の伊方原発については、1号機及び2号機については既に廃炉が決定しており、3号機について、福島第一原発事故後、平成25年7月に再稼働のための設置変更許可申請がなされ、平成27年7月に許可処分がなされて8月から運転が再開された。

これに対して、周辺住民は、広島、松山、大分及び山口(岩国)において相次いで運転差止めを求める仮処分を申し立てた。一連の裁判で、地裁レベルでは、①広島地決平29・3・30(裁判所HP)、②松山地決平29・7・21(本件の上決定。判例集未掲載)、③大分地決平30・9・28(判例集未掲載)及び④広島地決平30・10・26(裁判所HP)があり、高裁レベルでは、⑤広島高決平29・12・13(①の即時抗告審。本誌2357・2358合併号300頁)、⑥広島高決平30・9・25(⑤の異議審。裁判所HP)があった。これらのうち、⑤決定については火山に関する住民らの主張を容れて運転差止を認めており、高松高裁の判断が注目されていた。

2 本件は、これらのうち、愛媛県内に居住するXらが、四国電力(Y)の設置、運転する伊方原発3号機(以下「本件原発」という。)について、Yに対し、人格権による妨害予防請求権に基づき、本件原発の運転差止めを命じる仮処分を申し立てた事案であり、②決定の即時抗告審に当たる。

結論からいえば、本決定(神山隆一裁判長)は、Xらの人格権侵害の具体的危険の存在を認めず、即時抗告を棄却した。しかし、判事理由の中には、規制の問題点を指摘した部分も見られ、慎重に検討する必要がある。

第2 本稿で取り上げる争点

本件の争点は13項目に及ぶが、特に重要な争点であ

る①差止請求の要件等、②基準地震動策定の合理性、⑧火山の影響に対する安全性及び⑨避難計画の合理性に絞って述べる。

第3 争点① 差止請求の要件と原発に求められる安全性の程度

争点①は、(i)差止請求の要件(司法判断の対象)、(ii)原発に求められる安全性の程度等に分けられる。

1(1) まず、(i)差止請求の要件(司法判断の対象)については「Xらの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性がある」ことを要件とした。

(2) 本件は、民事差止訴訟であるから人格権侵害の具体的危険が判断対象となることは当然であるが、(a)生命及び身体に対する直接的かつ重大な被害だけを判断対象としていること及び(b)原発の必要性の有無及び程度を判断対象に含めていないことは問題である。

(a)の点については、福島第一原発事故によって明らかになったように、福島第一原発事故の損害賠償請求訴訟においては、財産権侵害は当然のこと、「ふるさと喪失」という包括的生活利益の侵害についても言及するものが見られる⁽¹⁾。平成24年改正後の原子炉等規制法の目的に「財産の保護、環境の保全」が明示されたことに照らしても、これを考慮しない法解釈には疑問がある。

(b)の点は、福島第一原発事故後の急速な再生可能エネルギーへのシフトという世界的潮流を背景として、代替エネルギーが存在する以上、敢えて周辺住民の生命や身体等を危険に晒してまで原子力発電を続ける必要性は乏しく、原発を稼働するのであれば、その必要性が一般に承認されていた福島第一原発事故以前に比して、よりいっそう高度の安全が求められるべきであるという文脈で主張されている。この点については、女川原発に関する高裁判決が「原子力発電所の必要性が著しく低い」という場合には、これを理由としてその建設・運転の差止が認められるべき余地があるものと解するのが相当であ

る」と判示していたことが、改めて注目に値する⁽²⁾。

2(1) 次に、(ii)原発に求められる安全性の程度について、原決定は、一般に科学技術の分野において「絶対的に災害発生危険がないという『絶対的安全性』は達成することができないことを理由に絶対的安全を否定し、「どの程度の危険性を社会が許容するかは、社会通念を基準として判断するほかない」と社会通念論を採用した。具体的には、「高度な安全性が求められる」としながら、他方で、平成24年改正後の原子炉等規制法は、合理的に予測される規模の自然災害を想定した安全性の確保を求めるものと解され、それは福島第一原発事故を踏まえた社会通念を反映しているとした。これは、川内原発に関する⑦福岡高宮崎決平28・4・6(本誌2290号90頁)の流れを踏襲したものである。

本決定は、これに加え、放射線被害が不可逆性・甚大性、広範囲性及び長期継続性という特性を有すること、放射性物質を効果的かつ効率的に除去する方法も現在のところ存在しないこと、原発事故は、複数の対策を成功させなければ事態が収束に向かわず、一つでも失敗すれば被害が拡大して破滅的な事故につながりかねないことを詳細に認定し、「他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なる特性がある」と認定している点に特徴がある。これは正しい判断である。

(2) にもかかわらず、安全性を他の科学技術と同様に論じ、むしろ科学的に予測されるような自然災害まで、社会通念を根拠に考慮対象から外しても構わないとした判示は、論理的に不整合といわざるを得ない。本決定は、この論理的不整合を意識してか、「もっとも、発電用原子炉は、原子力発電所の事故の不可逆性、甚大性、広範囲性、長期継続性に鑑みると、他の科学技術を利用した上記の各種の機械、装置等とは質的に異なり、あえて原子力発電を一切利用しないという選択も十分あり得る」と判示している。

決定は、これは立法論であり裁判所の判断事項ではないと切り捨てているが、周辺住民らの生命、身体等の危険を避けることは多数決によっても侵害できない人権問題であり、まさに司法が判断すべき問題であった。

(3) この点に関して、本決定はもう1つ注目すべき判示をしている。社会通念を具体化する判断基準として、住民側は、「行政庁や事業者が単に通説的な見解に従って判断をしただけではなく、通説とはいえないが合理性を有する知見が存在する場合に、それを考慮したことを、考慮の過程が分かるように主張立証されたかどうか」と主張していた。これは、科学技術社会論(STS)を前提としたものであり、一部の原発損害賠償訴訟においては採用されている考え方であった⁽³⁾。

本決定は、このような主張に対して「傾聴に値する見解ではある」と一定の理解を示している。しかし、「通

説のみに従っていればよいといえないのは当然であるとしても、ありとあらゆる異説に基づく検証まで必要ということになると、絶対的安全性を求めているに等しく、どの程度の知見に基づいて検証するかは結局のところ、ケースバイケースといわざるを得ない」と判示して、具体的な判断基準までは定立しなかった。このような基準定立の放棄は、たとえば地震動について後述するように裁判所による恣意的な根拠づけによってXらの主張を排斥する結論につながっているようにみえる。

第4 争点② 基準地震動策定の合理性

1 争点②についても、細かな論点は多岐にわたり全てを取り上げることはできないが、ここでは、本決定において特徴的な、根拠のある科学的知見とりわけ参考人審尋結果の軽視ないし無視という点を述べる。

2 本件は仮処分事件であるが、Xらが申請した岡村眞・高知大学名誉教授(地震地質学)及び長沢啓行・大阪府立大学名誉教授(工学)の参考人審尋が公開の法廷で行われ、調書化された。岡村氏は、第一次伊方原発訴訟でその活動性が否定されていた伊方原発付近の中央構造線が活動性を持つことを現地調査で立証し、国の考え方を変更させた功労者である。

両参考人から指摘された主な点は、(i)本件原発の敷地から中央構造線断層帯までの距離について、Yは約8kmとしていたところ、実際には5~7km付近に存在する可能性が高いこと(仮に6km地点とした場合に本件敷地に到達するエネルギーは8km地点の約1.78倍となること)、(ii)中央構造線断層帯の伊予灘区間における傾斜角について、Yは90度(鉛直)を基本ケースとしているところ、断層の南側において隆起している地形が認められることから、南傾斜である可能性が高いこと(その場合にはより激しい揺れが本件原発を襲うこと)、(iii)基準地震動策定においてYが用いたスケーリング則における平均すべり量(活断層が動いた場合に生じる食い違いの大きさ)は約3mで飽和するとされているところ、原発の安全審査という観点からは、不確実性を考慮して、7m程度のずれを見込むべきであること、(iv)本来なされるべき海底ボーリング調査がなされていないこと(そのため断層の位置や形状等が十分に明らかにされていないこと)などであった。

3 しかし、本決定は、Yの評価が、一応辻褄が合っている、何らかの知見に基づいているという程度でその妥当性を認め、参考人の証言について、これを否定できる根拠があるかどうかを検討・判断していない。

例えば、(iii)の点については、本決定は、参考人の証言を無視し、Xらがこれと併せて主張していた文献中

の記載だけを取り上げて、「平均すべり量を指摘したものなのか、それとも地表最大変位量を指摘したものなのか、必ずしも明らかではな」く、「地表における最大変位量を記載しているのであれば、(Yが依拠した知見と)整合する」と非保守的な解釈を行ってYの評価を妥当と判示している。

また、(iv)の点については、他の調査を行っているから調査不足とまではいい難いなどと述べている。海底ボーリング調査を行わないのであれば、その不確かさを保守的に考慮しなければならないという問題の本質を、理解していないといわざるを得ない。

さらに、(i)の点に至っては、参考人の証言の趣旨を曲解し、参考人も約8kmの地点に中央構造線断層帯が存在することを認めているかのように述べてYの主張の合理性を認めている。公平な視点で審理が行われたのか疑問である。

4 争点②の基準地震動策定の合理性に関しては、近時、安易に事業者の評価を妥当として住民らの依拠する知見は採用できないとする判断が続いている。

裁判所が科学的にどちらの依拠する見解が正しいのかを実体的に判断しようとする、どうしても行政庁や事業者の依拠する権威的な知見や評価が正しいという判断になりがちである。福島第一原発事故以前に、このような権威的な評価(地震調査研究推進本部の評価)によって、福島第一原発に30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率が、「0.0%」とされていたことを忘れてはならない。地震学の不確実性は大きく、通説とはいえなくとも合理性を有する知見がある場合には、これを保守的に考慮・検討しなければならないはずである。本決定が、総論的には、そのような判断の必要性に一定の理解を示しておきながら、具体的な当てはめにおいては、思考を停止し、権威的な見解に追隨してしまったことはまことに残念である。

第5 争点⑧ 火山の影響に対する安全性

火山事象に対する安全規制の概要については中野宏典「国民から信頼される司法への課題ー原発差止仮処分を題材にー⁽⁴⁾」を参照いただきたいが、火砕流など設計対応不可能な火山事象に関する「立地評価」と、火山灰など設計対応可能な火山事象に関する「影響評価」とがある。本稿では、(i)立地評価に関する火山ガイドの不合理性と、(ii)Yが行った立地評価の不合理性の2点について述べる。

1(1) まず、(i)についての裁判所の判断は混迷を極めてい

火山ガイドにおける立地評価は、設計対応不可能な火

山事象が原発の運用期間中に施設に及ぼす影響が「十分小さい」かどうかを判断することとされ、仮にその影響が十分小さいとされる場合でも、一定の場合にはモニタリングによる監視を行う必要があるとされている。これは、噴火の時期及び規模について、数日から数週間前といった短期ではなく、原子炉を停止して燃料棒を運び出せるほど前の時点(数年から数十年とされている)で予測して搬出できることを前提としたものである。

しかし、火山学者の多くは、噴火の時期及び規模を中長期的に予測することは困難であり、予測が可能であることを前提としている火山ガイドは不合理であると述べていた。そのため、⑦決定及び①決定は、このような火山学者らの見解を採用して火山ガイドの不合理性を認めた。その後の⑤決定は、立地評価に関するガイドの不合理性ないし基準適合判断の不合理性を認め、本件原発の再稼働を認めないという結論を導いた。

(2) このような事態に対し、原子力規制庁は、平成30年3月7日、「原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける『設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価』に関する基本的な考え方について」(以下「基本的な考え方」という。)を公表した。これはあきらかに、⑤決定を準拠として、これを裁判所に取り消させることを目的として出された政治的文書である。

「基本的な考え方」は噴出量が数十km程度を超えるような巨大噴火について、「広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものである一方、その発生可能性は低頻度な事象」であること、これを想定した法規制や防災対策が原子力以外の分野で行われていないことを理由として、「巨大噴火によるリスクは、社会通念上容認される水準である」とし、「巨大噴火が差し迫った状態ではないことが確認でき、かつ、運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるとはいえない場合は、少なくとも運用期間中は、『巨大噴火の可能性が十分小さい』と判断できる」とした。

(3) ⑥決定は、「火山ガイドが、巨大噴火について基本的考え方のような考え方をとっているものと認めることはできない」と規制庁の見解を明確に否定し、立地評価に関する火山ガイドの定めは不合理であると判示した。⑥決定は、基準の不合理性を認めつつ、社会通念を持ち出して、いわゆる「具体的危険の不存在②」を認めて稼働を容認した点で問題の大きい決定ではあるが、「基本的な考え方」を否定してガイドの不合理性を認めた点、事業者の評価の誤りを詳しく認定している点は評価できるものであった。

(4) 本決定は、⑥決定とは異なり、「基本的な考え方」に依拠して基準の合理性を認めた。本決定は、原子炉等規制法について、「最新の科学的技術的知見から合理的に予測される範囲を超える危険性については、これを想定した対策を講じなくとも社会的に容認されている」と

の一般論を述べ、影響が著しく重大かつ深刻なものではあるが極めて低頻度の巨大噴火の危険性については、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、開発行為の制限等安全性確保の上で考慮されていないのが実情であり、これは、巨大噴火の発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、その危険性についてはこれを容認するという社会通念の反映とみることができると判示したのである。

(5) 巨大噴火について、影響が重大かつ深刻であることは、万が一の場合に備えて、低頻度であってもこれを考慮するのが当然であり、影響が重大だから考慮しなくてよいという判断は理解できない。ここには、巨大噴火が起これば原発どころではないだろう、という本音が見え隠れするが、巨大噴火が発生した場合に、原発があるか否かは、その後の被害に根本的な違いを生むことを忘れている。すなわち、原発がなければ、巨大噴火によって深刻な被害を受けたとしても、数年から数十年で復旧復興することが可能である。原発がある場合には、火砕流や火山灰に加えて放射性物質が日本国中に撒き散らされ、日本の国土は半永久的に人の住めない地域となる。被害が大きいかから無視してよいという「基本的な考え方」は、絶対に容認できない亡国の暴論である。

(6) では、低頻度であるとの点はどうか。VEI 7以上の破局的噴火は我が国全体でその発生確率は1万年に1回程度と考えられている。この程度の頻度の事象は、国際基準からすれば考慮して当然の頻度である。火山に関する国際基準であるIAEAのSSG-21には、200万年前以降に活動が見られる火山については、一般に将来の活動可能性があることとされている。本決定と「基本的な考え方」のような判断は、確立された国際的な基準に反し、その尊重を求める原子力基本法2条2項に反する。我が国の原子力規制においても、断層の活動可能性評価においては、後期更新世(約12~13万年前)以降1度でも活動した形跡がある場合には将来の活動可能性があるものとして考慮することとされている。本決定や「基本的な考え方」は、巨大噴火について原子力安全以外の分野で法規制が行われておらず、地震と火山では一般の法規制の在り方が異なっていることを根拠に挙げているが、「基本的な考え方」に対して多くの火山学者が批判したように、一般防災の分野で巨大噴火を想定した法規制がされていないのは、国民が巨大噴火のリスクを容認しているからではなく、国民がリスクの存在自体を認識していないだけである。内閣府が設置した検討会がまとめた「大規模火山災害対策への提言」(2013年)でも、調査研究を進め国民への周知を行うべきことが示されている。

(7) 一連の決定によって、巨大噴火のリスクを社会通念によって無視するという論法の問題性が明らかになりつつある。もともと、このような意味での社会通念論

は、相対的安全の根拠として語られる社会通念論とは質的に異なるが、これが最初に示されたのは⑦決定であり、その後の①決定や⑥決定においては、社会通念上容認される噴火規模としては、VEI 7の破局的噴火(噴出量100km以上)とされてきた。これに対し、「基本的な考え方」や本決定は、社会通念上容認される噴火規模を「巨大噴火」(噴出量数十km程度を超えるもの)とした。

③決定は、さらに社会通念上容認される範囲を広く解し、VEI 6の噴火(噴出量10km以上)と解した。このように、「社会通念」は、まさに判断者の都合によっていかにようになり得る恣意的な基準となっているといわざるを得ない。

(8) 本決定や「基本的な考え方」のうち、巨大噴火の発生可能性が相応の根拠をもって示されなければならないとしている点は、多くの火山学者が、噴火の時期及び規模について中長期的予測は困難であると指摘しており、不可能を強いるものであり、巨大噴火については、事実上、およそ原発の規制対象から外されたこととなる。そのような結論が妥当ではないことは明らかであろう。

2(1) 次に、(ii)Yが行った立地評価の不合理性についても簡単に述べておく。

本決定は、Yが行った立地評価のうち、阿蘇の巨大噴火の噴火可能性について、Nagaoka(1988)の噴火ステージ論を「カルデラ噴火を生じさせる段階にない」という根拠として用いることは「科学的根拠を欠く」と判示している。

また、Yがもう1つの根拠として挙げたマグマ溜まり及び基線変化の状況についても、大規模なマグマ溜まりは地下10kmよりも深い場所に形成されたり、そのマグマ溜まりが巨大噴火を発生させたりした事例もあることなどを挙げて、「相手方が行ったカルデラ火山の噴火の活動可能性が十分に小さいとした評価には、その過程に不合理な点があるといわざるを得ない」ことを認定している。そして、今後も阿蘇4と同程度の破局的噴火が発生する可能性が完全には否定できないことに照らすと、「本件3号機の立地評価は慎重に行う必要がある」と判示する。ここまでは正しい判断である。

(2) しかしながら、本決定は、ここで再び社会通念論を持ち出して、「阿蘇について、本件3号機の運用期間中にVEI 7程度の破局的噴火が生じる可能性が相応の根拠をもって示されているとまではいえない」として、規制委員会の基準適合判断は合理的であるとしてしまっている。

(3) この判示も理解できない。結局のところ、本決定は、争点⑧全体を通じて、Xらの主張が合理的であり、否定し難いと感じながら、稼働容認という結論を導くために、社会通念を用いて苦し紛れの判断を行ったのだと

いわざるを得ない。これまで⑦決定、⑤決定及び⑥決定と、立地評価に関する火山ガイドの不合理性を認めてきた高裁判断の流れから、一步後退した判断であると評価せざるを得ない。

第6 争点⑫ 避難計画の合理性

1 最後に、争点⑫の避難計画の合理性に関する判断について、決定は興味深い判断を示している。

原決定及び本決定は、関係法令において、周辺住民の避難等について基本的に市町村の責務としていること、原子炉等規制法においても避難計画を設置運転等に関する規制の対象としていないこと等を根拠として、避難計画については、「全く存在しないか又は存在しないのと同視し得るにもかかわらず」あえて原子炉を運転するような場合でない限り、避難計画が合理性ないし実効性を欠くものであるとしても、人格権に対する違法な侵害のおそれがあるということとはできないとの規範を立てた。

そして、本件では、伊方地域原子力防災協議会において緊急時対応が具体的かつ合理的であると確認されたこと、原子力防災会議においても、その確認結果の報告が行われ、了承されたという形式的な検討だけで「周辺住民の避難計画が存在しないのと同視し得るということとはできない」と判示した。

2 そのうえで、本決定は、「伊方発電所は、佐田岬半島の付け根に立地しており、住民の中には、高齢者・避難行動要支援者・幼児・児童等が多数含まれており、わが国の他の原子力発電所に比較しても、いったん、本件3号機で過酷事故が発生した場合の避難には困難が予想されるところである。しかるに、伊方発電所の事故に関する避難計画には、民間バス会社に避難活動の協力を要請することができないことがあると明記されている点、伊方発電所が全面緊急事態となって海路避難を行う場合の輸送能力に懸念がある点、屋内退避を実施する際の放射線防護施設が住民の人数に比較して不足している点で、不十分であると思われる。」と判示し「本件仮処分結論とは別に、市町村、都道府県及び国において、適宜相手方と協議するなどして、早急に周辺住民の避難対策に万全を期すべきことはいうまでもなく、この点の対策は、火山における破局的噴火や巨大噴火の場合のように、社会通念を理由に、先送りすることは到底許されるものではない。」とまで判示している。

3 この判示は、せめてもの裁判官の良心を示そうとしたもののなのだろうが、ここまで判示するのであれば、深層防護に関する国際的な標準に従い、「設計基準を越す事故」への施設外避難計画等にあたる5層目の防護についても最善を尽くし、4層目までの他の防護レベルに

依存してはならないことを根拠に、端的に運転の停止を命じることができたはずである。本件は、行政訴訟ではなく民事訴訟なのであるから、避難計画が実効性を欠き、周辺住民らの生命、身体等を害する具体的危険があるか否かだけが問題なのであり、法規制上、避難計画策定義務が誰に存するかは重要ではない。

本決定の結論は、事業者の関与できない事項に基づいて原発の稼働を差し止めるのは酷であるという価値判断に基づくものだろう。しかしそうであるならば、そもそも実効性のある避難計画が策定できないような場所に原発を立地しなければよい。本決定は、事故の際に、佐田岬半島の住民は避難できず深刻な被ばくをしてもやむを得ないとして切り捨てているに等しい。

第7 結びに

この決定は、原発事故被害の特異性を認め、火山問題や避難計画についての生の事実については、住民の主張に沿う判断を示した部分がある。しかし、社会通念論など、著しく規範定立部分を反動化させ、稼働容認の結論を導いた。立法で原発の稼働を容認しないことを決めたも良いのではないかとした点なども含め、担当裁判官は、原子力発電をやめた方が良いのではないかと考えた節がある。にもかかわらず、このような歪んだ論理を展開して稼働容認判決が出されたのは、裁判所を覆っている、時の政府に抗えないという空気が生み出したものであるとしか考えようがない。しかし、真実は既に明らかになりつつある。巨大地震と巨大噴火の続く大動乱の時代に突入したこの日本列島で、次なる福島原発事故を未然に食い止めるため、真に独立した裁判所による勇氣ある判決がふたたび示される日まで、私たちは闘いをやめるわけにはいかない。

- (1) 例えば、千葉地判平29・9・22（消費者法ニュース114号224頁）。詳しくは、本誌2375・2376合併号241頁の除本理史教授の論考を参照されたい。
- (2) 仙台高判平11・3・31（本誌1680号46頁）
- (3) 例えば、京都地判平30・3・15（本誌2375・2376合併号14頁）
- (4) 本誌2361号130頁

（かいと ゆういち・弁護士）
（なかの ひろり・弁護士）

弥永真生 二六〇常務編
「ロボット・AIと法」(有斐閣、二〇一八年)



定価 八〇八円 三三八頁

評者 飯村 敏明

一 本書は、ロボット・AIが活用されることにより生じ得る、さまざまな問題について、将来の予測を含めて取り上げ、民事責任、刑事責任、行政規制、国際法上の責任など、多分野にわたる法的責任のあり方などをまとめたものである。全一十二章から構成され、各章はいずれも各分野の専門家により執筆されている。

二 第一章では、「ロボット・AIと法」に関連して、ロボット・AIが登場し、発展した経緯やそれにより生じる法的な論点に関する全体像が示されている。第二章では、公的機関を軸に規制の試みをする欧州の実情紹介と情報通信業界による自主的な

規制を軸にルール形成をする米国の実情紹介が対比して、紹介されている。第二章では、ロボット・AIと「自己決定をする人間」との相互関係が紹介され、第四章では、ロボット・AIと「人間の尊厳」の問題が取り上げられている。ロボット・AIが、人間に近い活動をするようになれば、法的には、ロボット・AIについて自己決定をする人間に近い存在として扱うことを検討の対象になり得るが、上記各章では、法の根幹に関する重要な論点について詳細な分析がされている。

第五章以下は、各論的な事項についての紹介・分析がされている。第五章では、ロボット・AIに対する行政規制について、多角的な観点からの検討がされている。第六章では、AI・ロボットが関与する法律行為等に関連する各種論点につき、契約との関係で検討がされている。また、第七章では、自動運転車と民事責任の問題、第八章ではロボットによる手術等と法的責任の問題、第九章では、自動運転車と刑事責任の問題について、それぞれ詳細な検討がされている。これら各章では、我々の生活において生じるような身近な問題に対し、現行法の規定を前提として分析され、さらに新たな制度設計についても提言等がされている。第一〇章ではAIと刑事司法、第二章ではロボット兵器と国際法など、専門性の高い分野における法的問題点が取り上げられている。

本書は、ロボット・AI技術の進歩があつても、現代社会が直面している解決課題と共通する問題が発生し得ることを、さまざまな観点から、実例を挙げて説明を試みているといえる。

「刑事司法手続におけるAIの活用」、「知的財産法上の法的保護におけるAIの活用」、「AIによる人間社会への脅威やその抑制手段」などを考えると、AIが活用される時代の社会秩序は、我々が共有している現在の社会秩序と大きく異なることを強調する見解が少なくない。他方、本書では、AIが広く活用される時代において発生する課題とそれに対する解決手法について、我々が共有している解決手法と比較的近似するものが示されている。ロボット・AIが、ますます人間に近い存在となることを前提とするならば、本書の予測は納得できるとの印象を持つ読者も多いかと思われる。

的には論点となり得る。また、AIの活用により、徹底した先行技術の調査が実現されることにより、特許権の取得が極めて困難になることも想定される。さらに、特許権侵害訴訟において、被告側がAI技術を活用することにより、被告製品、被告方法の実施態様を次々に変遷させることがあり得るなど、新たな問題が生じ得る。

本章は、個別的な問題についての詳細な検討は控えて、今後解決をしなければならぬ重要な法的問題が残されていることを示唆している。

四 本書は、冒頭で述べたとおり、様々な分野の専門家により執筆された最新の知見に基づくものである。各章における事例をみると、ロボット・AIによって実現する各種の新技术は、我々の日々の生活に密着した場においても生じ得ることが分かる。ロボット・AI技術は発展途上にあり、それを規律する法も未整備である。法的整備を図るには、ロボット・AIにより生じる法律問題を、できる限りの確に見通し、綿密に分析・検討した上、適切な解決方法を策定し、制度化することが求められる。

ロボット・AIの活用により生じる法律問題が、広く認識され、研究が促進されることは、AIのさらなる発展にもつながる。本書が数多くの読者に読まれ、本書で紹介された法律問題について検討され、ロボット・AIの発展に伴い生じる各種の課題を解決されることが期待される。

（いむらとしあき・弁護士）